

令和7年8月26日

令和7年第3回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

承第 5 号	専決処分の承認について（専第 6 号 令和 7 年度恵那市一般会計補正予算（第 3 号）について）	別冊
認第 1 号	令和 6 年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について	7
認第 2 号	令和 6 年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第 3 号	令和 6 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8
認第 4 号	令和 6 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	8
認第 5 号	令和 6 年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	9
認第 6 号	令和 6 年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9
認第 7 号	令和 6 年度恵那市水道事業会計決算の認定について	10
認第 8 号	令和 6 年度恵那市病院事業会計決算の認定について	10
議第 4 5 号	令和 6 年度恵那市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	11
議第 4 6 号	令和 6 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算の認定について	13
議第 4 7 号	恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	15
議第 4 8 号	恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	19
議第 4 9 号	恵那市総合計画条例の一部改正について	23
議第 5 0 号	恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	25
議第 5 1 号	恵那市基金条例の一部改正について	37
議第 5 2 号	恵那市税条例の一部改正について	39
議第 5 3 号	恵那市火入れに関する条例の一部改正について	45
議第 5 4 号	恵那市下水道条例の一部改正について	49

議第 5 5 号	恵那市水道事業給水条例の一部改正について	51
議第 5 6 号	恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	53
議第 5 7 号	財産の取得について	55
議第 5 8 号	財産の取得について	57
議第 5 9 号	第 3 次恵那市総合計画基本構想の策定について	59
議第 6 0 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	61
議第 6 1 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	63
議第 6 2 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	65
議第 6 3 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	67
議第 6 4 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	69
議第 6 5 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	71
議第 6 6 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	73
議第 6 7 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	75
議第 6 8 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	77
議第 6 9 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	79
議第 7 0 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	81
議第 7 1 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	83
議第 7 2 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	85
議第 7 3 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	87
議第 7 4 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	89
議第 7 5 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	91
議第 7 6 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	93
議第 7 7 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	95
議第 7 8 号	恵那市農業委員会の委員の任命について	97
議第 7 9 号	令和 7 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 8 0 号	令和 7 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 8 1 号	令和 7 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 8 2 号	令和 7 年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 8 3 号	令和 7 年度恵那市上財産区特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 8 4 号	令和 7 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

議第 85 号 令和 7 年度恵那市病院事業会計補正予算（第 1 号）……………別冊

認第 1 号

令和 6 年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度恵那市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 2 号

令和 6 年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 3 号

令和 6 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 4 号

令和 6 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 5 号

令和 6 年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 6 号

令和 6 年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 7 号

令和 6 年度恵那市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度恵那市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 8 号

令和 6 年度恵那市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度恵那市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第 4 5 号

令和 6 年度恵那市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度恵那市下水道事業会計未処分利益剰余金 1, 2 2 7, 3 7 3 円を建設改良積立金に積み立てる。
- 2 同法第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度恵那市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第46号

令和6年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算
の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和6年度恵那市国民健康保険診療所事業会計未処分利益剰余金131,669,973円のうち3,000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。
- 2 同法第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和6年度恵那市国民健康保険診療所事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第 4 7 号

恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、職員の仕事と生活の両立支援制度の利用に関する規定を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 17 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 19 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 19 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 19 条の 2 任命権者は、恵那市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年条例第 28 号）第 22 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 恵那市職員の育児休業等に関する条例第 22 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と

家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議第48号

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を行うため、この条例を定める。

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「占める職員」を「占める職員）」に改める。

第 19 条の見出しを「(第 1 号部分休業の承認)」に改め、同条第 1 項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 19 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 19 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 19 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 19 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 20 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 21 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 21 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の恵那市職員の育児休業等に関する条例第 19 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

議第 4 9 号

恵那市総合計画条例の一部改正について

恵那市総合計画条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

令和 8 年度から開始する第 3 次総合計画の構成に合わせ、実施計画の廃止その他の所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市総合計画条例の一部を改正する条例

恵那市総合計画条例（平成 26 年恵那市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、基本計画及び実施計画」を「及び基本計画」に改め、同条第 2 号中「まちづくりの基本理念並びに」を削り、「基本目標」を「基本方針」に改め、同条第 4 号を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 0 号

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住登外者宛名番号管理に係る事務において、個人番号を利用できる規定を追加するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年恵那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次の 2 項を加える。

市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

「

「

別表第 2（1）の表中

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

」

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税

「

額若しくはその算定の基礎となる
事項に関する情報（以下「地方税
関係情報」という。）であって規
則で定めるもの

住登外者宛名番号管理機能による
住登外者の情報の管理に関する情
報（以下「住登外者宛名情報」と
いう。）であって規則で定めるも
の

に、

身体障害者福祉法（昭和 24
年法律第 283 号）による障害
福祉サービス、障害者支援
施設等への入所等の措置又
は費用の徴収に関する事務
であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定
めるもの

を

身体障害者福祉法（昭和 24
年法律第 283 号）による障害
福祉サービス、障害者支援
施設等への入所等の措置又
は費用の徴収に関する事務
であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定
めるもの

に、

住登外者宛名情報であって規則で
定めるもの

公営住宅法（昭和 26 年法律
第 2 号）による公営住宅（同法第
2 号に規定する公営住宅を
。以下同じ。）の使用に關す
報であって規則で定めるもの

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193

第193 2条 いう る情	を	号)による公営住宅(同法第2条 第2号に規定する公営住宅をいう 。以下同じ。)の使用に関する情 報であって規則で定めるもの	に、	介護保険給 規則で定め
		住登外者宛名情報であって規則で 定めるもの		障害者関係 めるもの
」				

付等関係情報であって るもの 情報であって規則で定	を	介護保険給付等関係情報であって 規則で定めるもの	に、
		障害者関係情報であって規則で定 めるもの	
		住登外者宛名情報であって規則で 定めるもの	

「	を	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規定めるもの
」		「

	に、	を	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの	生活保護法による保就労自立給付金の支報(以下「生活保護関う。)であって規則
で定			介護保険給付等関係規則で定めるもの	介護保険給付等関係規則で定めるもの
で定			住登外者宛名情報で定めるもの	住登外者宛名情報で定めるもの
則で				

護の実施又は給に関する情報係情報」とい で定めるもの 情報であって あって規則で	「 に、	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって定めるもの

規則で定	を	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則 めるもの
			住登外者宛名情報であって規定 めるもの

で定	「 に、	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で 定めるもの

則で	「	老人福祉法（昭和 38 年法律	地方税関係情報であって規則で定

を	第 133 号)による福祉の措置	めるもの
	に関する事務であって規則 で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で 定めるもの

に、	老人福祉法による費用の徴 収に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定 めるもの
----	---	-------------------------

を	老人福祉法による費用の徴 収に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定 めるもの	に、
		住登外者宛名情報であって規則で 定めるもの	

「	生活保護関係情報であって規則で 定めるもの	を	「	生活保護関係情報であって規則 定めるもの
				住登外者宛名情報であって規則 定めるもの

で	に、	介護保険法による保険給付 の支給、地域支援事業の実 施又は保険料の徴収に関す る事務であって規則で定め るもの	医療保険給付関係情報であって規 則で定めるもの

介護保険法による保険給付 の支給、地域支援事業の実	医療保険給付関係情報であって規 則で定めるもの
------------------------------	----------------------------

を	施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	に
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	

」

改める。

別表第 2（2）の表中	「 ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 」	を	「
			ひとり 報であ 住登外 定める

「 親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 者宛名情報であって規則で定めるもの 」	に、	「 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 」	を

子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表に次のように加える。

市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情
----	---------------------------------------	---

	則で定めるもの	報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する情報であって規則で定めるもの 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報であって
--	----------------	--

		規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律 による後期高齢者医療給付の支給 又は保険料の徴収の実施に関する 情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給 、地域支援事業の実施又は保険料 の徴収に関する情報であって規則 で定めるもの
		恵那市福祉医療費助成に関する条 例による子どもに対する医療費の 助成に関する情報であって規則で 定めるもの
		恵那市福祉医療費助成に関する条 例による重度心身障害者に対する 医療費の助成に関する情報であつ て規則で定めるもの
		恵那市福祉医療費助成に関する条 例によるひとり親家庭等の父又は 母及び児童に対する医療費の助成 に関する情報であって規則で定め るもの

「

教育委員 会	児童福祉法による保育所に おける保育の実施若し くは措置又は費用の徴収 に関する事務であって規 則で定めるもの	市長	地方税関 規則で定
			児童扶養 あつて規
			生活保護 て規則で
			障害者関

別表第 3 中

			規則で定
教育委員会	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関規則で定
			児童扶養あつて規
			生活保護て規則で
			障害者関規則で定

「

係情報であって めるもの
手当関係情報で 則で定めるもの
関係情報であつ 定めるもの
係情報であって めるもの
係情報であって めるもの
手当関係情報で 則で定めるもの
関係情報であつ 定めるもの
係情報であって めるもの

を

市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	住登て規
教育委員会	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方規則
			児童あつ
			生活て規
			障害規則
教育委員会	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方規則
			児童あつ
			生活て規
			障害規則
教育委員会	住登外者宛名番号管理機	市長	住登

」

会	能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの		て規
---	----------------------------------	--	----

外者宛名情報であつて規則で定めるもの

税関係情報であつて規則で定めるもの

扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

保護関係情報であつて規則で定めるもの

者関係情報であつて規則で定めるもの

税関係情報であつて規則で定めるもの

扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

保護関係情報であつて規則で定めるもの

者関係情報であつて規則で定めるもの

外者宛名情報であつて規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 1 号

恵那市基金条例の一部改正について

恵那市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な資金に充てるため、この条例を定める。

恵那市基金条例の一部を改正する条例

恵那市基金条例（平成16年恵那市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次の1項を加える。

恵那市まち・ひと・しごと創生基金	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）の実施に必要な資金に充てるため	市長が定める額
------------------	---	---------

第5条第2項に次の1号を加える。

（3） 恵那市まち・ひと・しごと創生基金 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 2 号

恵那市税条例の一部改正について

恵那市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、特定親族特別控除の創設による公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を追加するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市税条例の一部を改正する条例

恵那市税条例（平成 16 年恵那市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換

算した紙巻たばこ（第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（１） 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

（２） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１） 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２） 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ

(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定
令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の恵那市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の恵那市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、恵那市税条例第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合计数によるものとする。

（1） 恵那市税条例第 94 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第 5 3 号

恵那市火入れに関する条例の一部改正について

恵那市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

火入れを行う面積に応じて、その作業に従事すべき者の人数を規定するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市火入れに関する条例の一部を改正する条例

恵那市火入れに関する条例（平成 16 年恵那市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「森林の周囲」の次に「1 キロメートルの範囲内」を加える。

第 2 条第 1 項中「火入許可申請書を」を「火入許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

第 4 条第 1 項中「必要な事項を」を「法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を」に改める。

第 5 条中「生じたときは、」の次に「法第 21 条の規定に基づき」を加える。

第 7 条を次のように改める。

（許可の対象面積）

第 7 条 1 団地における 1 回の火入れの許可の対象面積は、2 ヘクタールを超えないものとする。ただし、次の各号のすべてに該当する場合にあっては、市長はこれを超えて許可をすることができる。

- (1) 火入地を 1 ヘクタール以下に区画し、その 1 区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の 1 区画に火入れを行う場合
- (2) 火入地の周辺の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 火入者は、法第 22 条の規定に基づき、火入れを行う日の前日までに、当該火入をしようとする森林又は土地に接近している立木竹の所有者又は管理者に対し、当該火入れを行う旨を通知しなければならない。

第 10 条第 3 項中「防火帯」を「次条に規定する防火帯」に、「火入従事者」を

「第 12 条に規定する火入従事者」に改める。

第 15 条を第 17 条とし、第 14 条を第 16 条とし、第 13 条を第 15 条とする。

第 12 条第 1 項中「強風注意報、異常乾燥注意報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報の発表」に改め、同条第 2 項中「、又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、」に改め、同条を第 14 条とする。

第 11 条を第 13 条とし、第 10 条の次に次の 2 条を加える。

(防火帯の設置)

第 11 条 火入責任者は、火入地の周囲に幅 5 メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については 10 メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、これを省略することができる。

(火入従事者)

第 12 条 火入者は、火入れに当たっては、次の各号に掲げる 1 回の火入れの面積に応じ、当該各号に定める人数以上の火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

(1) 0.5 ヘクタール以下の面積 10 人

(2) 0.5 ヘクタールを超える面積 その超える面積 0.5 ヘクタールまでごとに 5 人を前号の人数に加えて得た人数

2 火入者は、消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が安全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議第 5 4 号

恵那市下水道条例の一部改正について

恵那市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

災害その他非常の場合に他の市町村長が指定した者が、排水設備工事を施行することができる規定を追加するため、この条例を定める。

恵那市下水道条例の一部を改正する条例

恵那市下水道条例（平成 16 年恵那市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 5 号

恵那市水道事業給水条例の一部改正について

恵那市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

災害その他非常の場合に他の市町村長が指定した者が、給水装置工事を施行することができる規定を追加するため、この条例を定める。

恵那市水道事業給水条例の一部を改正する条例

恵那市水道事業給水条例（平成 16 年恵那市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条第 1 項の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 56 号

恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

災害対策基本法等の一部改正に伴い、災害の定義における例示として、地盤の液状化を追加するため、この条例を定める。

恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

恵那市消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年恵那市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「津波」の次に「、地盤の液状化」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 7 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年恵那市条例第 4 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 恵那市役所什器購入事業 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 1 1, 7 8 9, 9 9 8 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 恵那市大井町 2 9 3 番地 1 3
有限会社清進堂
代表取締役 小林 稔 |

議第 5 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年恵那市条例第 4 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 恵那南中学校備品購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 3 2, 8 9 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 恵那市長島町永田 4 8 3 番地 9
有限会社 T E S ミツオカ
代表取締役 光岡 毅 |

議第 59 号

第 3 次恵那市総合計画基本構想の策定について

恵那市総合計画条例（平成 26 年恵那市条例第 2 号）第 8 条の規定により、別冊のとおり第 3 次恵那市総合計画基本構想を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

恵那市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、令和 8 年度から令和 27 年度までの 20 年間の第 3 次恵那市総合計画基本構想の策定について、議決を求めるもの。

議第 6 0 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 鈴木 啓介
生年月日

（提案理由）

現委員である小坂宏正氏の任期満了に伴い、新たに鈴木啓介氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 6 1 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 瀬瀬 美由紀
生年月日

（提案理由）

現委員である瀬瀬美由紀氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 6 2 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 武生 雅美
生年月日

（提案理由）

現委員である土方明日香氏の任期満了に伴い、新たに武生雅美氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 6 3 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 可知 幸男
生年月日

（提案理由）

現委員である小栗茂美氏の任期満了に伴い、新たに可知幸男氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 6 4 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 三宅 一彰
生年月日

（提案理由）

現委員である三宅一彰氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 6 5 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 村瀬 耕平
生年月日

（提案理由）

現委員である小林勝郎氏の任期満了に伴い、新たに村瀬耕平氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 6 6 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小林 初世
生年月日

（提案理由）

現委員である曾我佳奈子氏の任期満了に伴い、新たに小林初世氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 6 7 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 渡邊 春正
生年月日

（提案理由）

現委員である渡会邦憲氏の任期満了に伴い、新たに渡邊春正氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 6 8 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 遠藤 知
生年月日

（提案理由）

現委員である林広和氏の任期満了に伴い、新たに遠藤知氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 6 9 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 柘植 豊生
生年月日

（提案理由）

現委員である安江建樹氏の任期満了に伴い、新たに柘植豊生氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 7 0 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 長谷川 富美代
生年月日

（提案理由）

現委員である梅村安範氏の任期満了に伴い、新たに長谷川富美代氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 7 1 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 瀬瀬 貴一郎
生年月日

（提案理由）

現委員である瀬瀬政行氏の任期満了に伴い、新たに瀬瀬貴一郎氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 7 2 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 原 聡志
生年月日

（提案理由）

現委員である宮原博氏の任期満了に伴い、新たに原聡志氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 7 3 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 近藤 明徳
生年月日

（提案理由）

現委員である近藤明徳氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

議第 7 4 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 梅本 信枝
生年月日

（提案理由）

現委員である梅本信枝氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 7 5 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 水野 守文
生年月日

（提案理由）

現委員である水野守文氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 7 6 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 保母 直彦
生年月日

（提案理由）

現委員である保母直彦氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 7 7 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 仲田 菜那
生年月日

（提案理由）

現委員である仲田菜那氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第 7 8 号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 大島 政幸
生年月日

（提案理由）

現委員である大島政幸氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

